

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 県北広域振興局土木部管内水門・陸閘電気設備保守点検業務委託
- (2) 業務概要 特記仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 久慈市諏訪下地内ほか

2 入札参加資格

次の全てを満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県の県税、法人税若しくは申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から競争入札に関する指名停止を受けていないこと。
- (4) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1ヶ月を経過していること。
また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者、若しくは更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 平成22年4月以降に元請として河川又は海岸における水門、樋門又は陸閘に係る電気設備・通信設備に係る設備に関する保守点検業務、又はこれに類する業務、若しくは河川又は海岸における水門、樋門又は陸閘に係る電気設備・通信設備工事を実施した実績を有すること。

3 入札参加者に求められる事項

本件の入札に参加しようとする者は、(2)に示す入札参加資格確認書類を提出しなければならない。

- (1) 入札説明書及び一般競争入札参加申請書（様式第1号）等の配布期間等

令和7年5月12日（月）から令和7年5月30日（金）の土日祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く）、14(2)の場所で配布する。

また、岩手県公式ホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能である。

- (2) 入札参加資格確認書類は、一般競争入札参加申請書（様式第1号）とする。

また、2(2)に掲げる税の滞納がないことを確認するため、次に掲げる納税証明書の原本を提出すること。（消費税については、免税事業者は除く。）

ア 法人税若しくは申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税

※ 税務署が発行する証明書

- ・ 法人の場合：納税証明書（その３の３）
- ・ 個人の場合：納税証明書（その３の２）

イ 岩手県の県税〔県が賦課徴収するすべての税目〕

※ 広域振興局県税部等が発行する証明書

県税に未納がないことの証明書（様式第 111 号のイ）

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響により税の徴収猶予を受けている場合は、ア・イに代えて、下記書類を提出すること。

- ・ アの代わりに、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その１）」の原本
- ・ イの代わりに、「徴収猶予通知書」の写し

(3) (2)の書類の提出部数は１部とし、令和７年５月 23 日（金）午後５時（土日祝祭日を除く）までに、14(2)の場所に提出しなければならない。

提出は持参に限るものとし、郵送等による提出は認めない。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 提出した書類について、県北広域振興局長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(6) 提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 5 時までに F A X 及び郵送により通知する。

4 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書は、直接 5 の日時、場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印しておかなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。

なお、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

(4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

5 入札及び開札の日時及び場所

令和 7 年 6 月 2 日（月）午後 1 時30分

岩手県久慈市八日町一丁目 1 番地 県北広域振興局（久慈地区合同庁舎） 5 階第 2 会議室

6 入札書記載事項

入札書は、次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名（委託業務名）
- (5) あて名（県北広域振興局長）
- (6) 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名及び受任者氏

名を記載したうえで、頭書に「代理人」と記載するものとする。)

7 入札保証金

入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の辞退

(1) 入札参加資格申請書等の確認の結果、入札に参加できると認められた者は入札に参加するものとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合には、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、次のア又はイに掲げるところにより14(2)の場所まで申し出なければならない。

ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札執行機関に直接持参又は郵送（入札日の前日午後5時までには到着するものに限る。）すること。

イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。

(2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利益な取扱いを受けることはない。

9 入札の延期、取止め等

(1) 天変、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取りやめることがある。

(2) 発注機関の長は、入札公告、設計図書に不備があり、入札参加者の適切な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取り止めることがある。

(3) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。また、この場合において既に入札が執行されているときは、入札を無効とすることがある。

(4) 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがある。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 記名押印をしていない入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

(7) 明らかに連合その他不正な行為によると認められる入札

(8) 同一委託業務の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

(1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した用件の全てを満たしている入札者であつて、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

12 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
(2) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。

13 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2) 受注者は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
ア 契約保証金の納付（契約金額の100分の10以上の金額とする。）
イ 契約保証金に代わる担保（有価証券等）の提供
ウ 損害金の支払を保証する銀行、金融機関又は保証事業会社の保証
エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
オ 損害をてん補する履行保証保険契約の締結
(3) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方の請求書を徴して還付する。
(4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
(5) 契約条項は、別添「契約書案」のとおりとする。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要する費用は、すべて入札参加者又は契約の相手方の負担とし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。
(2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県県北広域振興局土木部
〒028-8042 岩手県久慈市八日町一丁目1番地 県北広域振興局土木部管理課
電話番号 0194-53-4990
FAX 番号 0194-61-1123